

第3 司法修習生の規律等について

平成29年11月1日司研企二第1018号（組いー02）

地方裁判所長・家庭裁判所長・地方検察庁検事正・弁護士会会長
あて司法研修所長通知

司法修習生の規律等について（通知）

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年最高裁判所規則第4号）による改正後の司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第11条第1項の規定に基づき、司法修習生の規律等について新たに別添のとおり定めました。

なお、平成18年4月17日付け司研企第001011号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」による取扱い及びこの定めと異なる従前の取扱いは、いずれも廃止します。

おって、平成28年度採用（第70期）司法修習生についての取扱いは、なお従前の例によってください。

平成29年11月1日

司法修習生の規律等について

司法研修所

司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号，以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき，司法修習生の規律等について次のとおり定める。

第1 定義

- 1 この定めにおいて，「配属庁会」とは，司法修習生が配属された各裁判所，検察庁及び弁護士会をいう。
- 2 この定めにおいて，「修習単位」とは，配属庁会における民事裁判修習，刑事裁判修習，検察修習，弁護士修習及び選択型実務修習並びに司法研修所における集合修習によって分けられる各修習の単位をいう。ただし，民事裁判修習又は刑事裁判修習中に家庭裁判所における修習を実施したときは，その修習は，その修習の日が属する修習単位に属するものとみなす。
- 3 この定めにおいて「出席」とは，司法修習生が，指導担当者等が指定した修習場所へ出向いて修習することをいう。
- 4 この定めにおいて，「休日等」とは，次に掲げる日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 5 この定めにおいて，「自由研究日」とは，司法研修所長又は配属庁会の長が，休日等以外の日について，司法修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日をいう。
- 6 この定めにおいて，「自宅起案日」とは，指導担当者等が具体的な修習課題等を与え，司法修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として，司法修習生が出席を要しないものとされる日をいう。

第2 宣誓

- 1 司法修習生は，修習を開始するに当たり，宣誓をしなければならない。
- 2 宣誓は，別紙様式により，修習専念義務及び守秘義務を遵守するとともに，

高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹としてふさわしい品位と能力を備えるように努めることを誓うものとする。

第3 身分証明書

- 1 司法修習生は、司法研修所長から身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯していなければならない。
- 2 司法修習生は、身分証明書を紛失し又は汚損したときは、直ちに、司法研修所長に対し、その旨を届け出た上、再交付を求めなければならない。
- 3 司法修習生の身分を失ったときは、直ちに、司法研修所長に対し、身分証明書を返却しなければならない。

第4 身上等に関する届出

(身上に関する届出)

- 1 司法修習生は、司法研修所長に対し、氏名、生年月日、性別、住所及び本籍等身上に関する事項を届け出なければならない。
- 2 1により届け出た事項に変更があったときは、司法研修所長に対し、その変更を届け出なければならない。
- 3 実務修習中に、2に定める届出をするときは、当該配属庁会の長（選択型実務修習中にあつては、弁護士会長。以下同じ。）を経てするものとする。
- 4 司法修習生は、2の変更については、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかを添付するものとする。

(緊急連絡先の届出)

- 5 司法修習生は、司法修習開始時及び各修習単位の開始時に、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）に対し、それぞれ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出なければならない。
- 6 司法修習生は、5で届け出た緊急連絡先に変更が生じたときは、届出をした司法研修所長又は配属庁会の長に対し、変更を届け出なければならない。

第5 欠席

(修習しなかった期間の意義)

- 1 規則第6条に規定する修習しなかった期間の計算においては、休日等以外の日であつて修習しなかった日（修習の停止を命じられた日を含む。以下、「欠席」という。）の日数を合計する方法による。

(承認)

- 2 司法修習生は、病気その他の正当な理由により欠席（自由研究日に終日住所又は居所を不在とする場合を含む。）しようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）の承認を受けなければならない。
- 3 司法修習生は、病気、災害その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を得ることができずに欠席したときは、速やかに、その理由を添えて欠席の承認を受けなければならない。
- 4 司法修習生が、修習の停止を命じられ欠席するときは、承認を受けることを要しない。
- 5 2及び3の承認を受けようとする司法修習生は、書面により申請するものとする。
（承認決定の通知）
- 6 司法研修所長又は配属庁会の長は、5の申請があつたときは、欠席を承認するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知するものとする。
（承認の判断基準）
- 7 司法研修所長及び配属庁会の長が欠席が正当な理由によるものかどうかを判断するに当たっては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第18条及び第19条の規定の趣旨を、司法修習生の地位、性質に適合する限度において参酌するものとする。
（自由研究日等についての解釈基準）
- 8 自由研究日及び自宅起案日については、出席しなかつたことをもって欠席とはされない。ただし、病気、旅行等により終日住所又は居所に不在となる場合等、現に修習し得ない事情があるときは、欠席として取り扱う。
（長期間の欠席、成績との関係）
- 9 司法修習生は、5日以上引き続き欠席したときは、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）に対し、医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。
- 10 配属庁会における実務修習中に9に定める書面の提出があつたときは、配属庁会の長は、司法研修所長に対し、遅滞なくその旨を報告するものとする。
- 11 一つの修習単位における欠席期間の日数が、その修習単位のうちの修習を要する日（修習単位の日数から第1の4の(1)から(3)までに掲げる日数を控除した日数）の2分の1を超えたときは、司法修習生指導要綱（甲）第4に定める成績の評定においては、原則として「不可」と取り扱う。

(配属庁会のした欠席の承認結果の司法研修所長への報告)

- 12 配属庁会の長は、各修習単位の修習の終了後、速やかにその修習単位の修習における各司法修習生の欠席承認結果及び修習の停止による欠席の結果を司法研修所長に対し報告するものとする。この場合において、検察庁及び弁護士会の長は、地方裁判所長に対し、その写しを送付するものとする。

第6 外国旅行

(司法研修所長又は配属庁会の長の承認)

- 1 司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長(旅行期間が配属庁会における実務修習中に当たるときは、当該配属庁会の長)の承認を受けなければならない。

(申請方法)

- 2 司法修習生は、1の承認を受けようとするときは、司法研修所長又は配属庁会の長に対し、当該旅行の出発日の3週間前までに書面により申請しなければならない。旅行期間が二つの修習単位にかかるときの申請先は、先の修習単位を基準とする。

(外国旅行の承認基準)

- 3 司法修習生の外国旅行は、次に掲げる各要件を備えていなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であること。
 - ア 休日等を利用する場合
 - イ 修習のため指導担当者等に同行する場合
 - ウ 欠席を伴うときは、欠席を承認することができる場合(ただし、出発の日又は帰着の日が自由研究日であるときは、その日は欠席としない。)
 - (2) 旅行先が、本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域であること。
 - (3) 旅行の期間が9日以内であること。
 - (4) 私費又はこれに準ずるものを渡航費用とするものであること。
- 4 司法修習生は、3に定める基準を満たす場合であっても、不測の事態等により修習に支障が生じないように旅程を計画しなければならない。
- 5 司法研修所長又は配属庁会の長は、次に掲げる事由があるときは、外国旅行の申請を承認しないことができる。
 - (1) 2に定める期限を徒過して申請があったとき
 - (2) 申請者の修習状況等に照らし、相当でないとき

(決定及び通知)

- 6 司法研修所長又は配属庁会の長は、2に定める申請があった場合、承認する

かどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で当該結果を通知するものとする。

- 7 旅行期間が、二つの修習単位にかかるものであるときは、申請を受けた司法研修所長又は配属庁会の長は、次の修習単位の修習を実施する司法研修所長又は配属庁会の長の意見を聴取した上で、承認するかどうかを判断する。

(事後措置等)

- 8 配属庁会の長は、欠席を伴う外国旅行を承認したときは、司法研修所長に対し、第5の12による報告の書面に、その承認した外国旅行の旅行先、目的及び期間を記載するものとする。
- 9 配属庁会の長は、外国旅行における不測の事態等により、司法修習生が欠席したときは、その旨を速やかに司法研修所長に報告するものとする。

第7 兼職等の許可申請

(兼職等の許可申請)

- 1 司法修習生は、規則第2条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。ただし、配属庁会における実務修習中にある場合は、当該配属庁会の長を経て提出するものとする。

(その他の兼業の許可制)

- 2 司法修習生は、規則第2条に規定する場合を除くほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない。
- 3 司法修習生が2に定める許可を受けようとするときは、申請書を司法研修所長に提出して申請するものとする。この場合において、配属庁会における実務修習中に許可を受けようとするときは、当該配属庁会の長を経て申請書を提出するものとする。

(許可決定の通知)

- 4 司法研修所長は、3の申請があったときは、当該兼業を許可するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知するものとする。

第8 届出等の様式

第4の2及び5による届出、第5の5及び第6の2による申請並びに第5の12による報告の様式は、司法研修所長が別に定めるところによる。ただし、実務修習中の配属庁会の長に対する届出又は申請については、配属庁会の長において異なる様式を定めることを妨げない。

付 記

この定めは、平成29年11月1日から実施する。

宣 誓

わたくしは、ここに司法修習生として、裁判所法及び司法修習生に関する規則の定めるところに従い、修習に専念すること、修習に当たって知り得た秘密を漏らさないこと及び将来、裁判官、検察官又は弁護士となるにふさわしい品位と能力を備えるよう修習に努めることを誓います。

平成 年 月 日

平成 年度採用司法修習生(組 番)

(氏名)

印